

平成 23 年 10 月 18 日

平成 23 年度「教員向け金融経済夏期セミナー」開催実績について

日本証券業協会

本協会では、学校の夏期休業期間中に中学校・高等学校の教員を主な対象に、金融経済教育の重要性に関する認識の向上・理解を図るとともに、授業の指導内容に即した金融経済情報を提供し、今後の授業に役立ててもらうことを目的として「教員向け金融経済夏期セミナー」を開催した。その開催実績は次のとおりである。

1. 開催実績

- 平成 23 年 7 月 28 日（木）から平成 23 年 8 月 17 日（水）までの間、全国 10 会場で開催し、539 名の参加を得た（昨年度は全国 14 会場で開催、参加者 562 名）。（別紙 1）

昨年度までは、先生方に 2 学期以降の授業に役立ててもらうことを目的に、経済及び金融資本市場に関するタイムリーな情報を提供していたが、本年度の企画に際しては、金融経済教育の重要性に関する認識の向上・理解を図ることを目的として、日本の金融経済教育の現状と課題に関する講話や、教員による体験型教材の実践事例報告等を盛り込み、内容面で従来との差異を図った。

なお、開催会場数については、本年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う節電対応に配慮し、仙台市、さいたま市での開催を取りやめるなど、昨年比に比べ、4 会場減らした。その結果、参加者数は昨年度比 23 名減少したが、1 会場当たりの平均参加者数（概算）は 54 名となり、昨年度の 40 名より 14 名程増加している。

2. アンケート結果及び今後の課題

- 参加者の構成について

中学校 38.8%、高等学校 50.6%、中高一貫校が 4.3%であり、担当教科別では、中学校では社会科（83.7%）、高等学校では公民科＜現代社会、政治・経済、倫理＞（50.5%）が最も多かったが、高等学校の地歴科＜世界史、日本史、地理＞、商業高校、家庭科・技術家庭（中高）など社会科、公民科以外の先生方も少なくなかった。

なお、高校において「商業」担当との回答が昨年 40 名から本年は 60 名に増加しているが、これは、本協会が本年度より全国商業高等学校協会や各地の商業教育研究会に対して行った事業支援を通して、周知依頼をするなど商業科教育関連団体との連携を強化した効果と見られる。

- 教職歴について

15 年未満は 36.1%と概ね 3 分の 1 に止まり、大半はいわゆるベテランが占めた。なお、当セミナーへの参加経験については、「初めて」が半分であった。

- 金融経済教育への取り組みについて（特徴点のみ）

① 授業時間を活用した取り組みについて、「あまり積極的に取り組んでいない」が28.1%となり（昨年度と同水準）、その理由としては「授業時間が確保できない」が53.8%、「適切な教材がない」が16.9%、「金融経済教育に対する理解が得られない」が15.0%となった。

⇒ 過半の先生が「積極的に取り組んでいる」（25.7%）、ないし「現在は取り組んでいないが今後取り組んでいきたい」（42.5%）としている反面、授業時間の削減で取り組み姿勢が後ろ向きになっている3割近くの先生を如何に前向きにさせていくかが、中高生の金融経済教育における今後の課題と言える。

② 一方、「授業時間以外の時間の活用」に関しては、「積極的に取り組んでいる」（12.5%）、「現在は取り組んでいないが今後取り組んでいきたい」（45.6%）と過半を占め、その具体的な取り組みとしては社会科見学（修学旅行、遠足、校外活動）、ホームルーム、職場体験の順となった。

⇒社会科見学、ホームルームを活用してもらえるか否かは、適切なトピックスをタイムリーに如何に提供していくかも今後工夫をしていく必要がある。

③ 自由記入欄に寄せられた回答で、『なぜ我々が金融・経済の事情について学ばなければならないのか』という点に非常に刺激を受けた。」「できる範囲で株式学習ゲームや企業づくりゲームを取り入れて、経済＝難しいという思い込みを外して、これからの生活に必要な経済感覚を培える授業をしたい。」など前向きな評価の感想が殆どながら、以下の意見、提言などは今後の検討課題と思われる。

- ・ディスカッションできるような企画をお願いしたい。一方的な講義だけでは自分の考えが深められない。
- ・以前あった地元企業の方の講演を復活して欲しい。
- ・例年通り、企業見学を盛り込んでほしい。
- ・福岡で開催されたセミナーの案内は見たことがあるが、長崎で開催してもらって有難い。

- ・以上のことから、本セミナーについては、金融経済教育の重要性に関する認識の向上、理解を図る等とした当初目的に対して、一定の成果を挙げていることがうかがえる。今後も、学校向け普及・啓発事業の重要チャネルとして、アンケート等によって寄せられた教育現場の声を基に新しい企画を検討するなど、内容の適切な見直しを図り、これまで以上に教育現場のニーズに合致した情報の提供に鋭意取り組んでいきたい。

また、今後も金融広報委員会など、関連諸団体との連携を更に密にして、より多くの教員の参加を促し、我が国の金融経済教育の一層の推進に努めていきたい。

以上

## 平成 23 年度 教員向け金融経済夏期セミナー 開催一覧

平成 23 年 10 月

開催地等	講演テーマ	講師
東京都 「証券・経済セミナー」 平成 23 年 7 月 28 日(木) ～7 月 29 日(金) 参加人員 116 名 主催：全国公民科・社会 科教育研究会 協力：日本証券業協会	《日本経済》 「日本経済の現状と展望 ～再生には何が必要か?～」	株式会社 大和総研 経済調査部 チーフエコノミスト 熊谷 亮丸 氏
	《証券》 「日本の証券市場の課題 ～再編が進む世界の潮流の中で～」	株式会社 野村総合研究所 未来創発センター 主席研究員 大崎 貞和 氏
	《金融経済教育の必要性》 「金融経済教育実践事例報告」	東京都立桜修館中等教育学校 教諭 高橋 勝也 氏
	「新指導要領下における金融経済教育 の位置づけ」	東京都教育庁指導部 高等学校教育指導課 指導主事 大山 敏 氏
	《貿易》 「貿易自由化のメリットについて考 える ～TPP、FTA、EPAを中心に～」	亜細亜大学 アジア研究所 教授 石川 幸一 氏
	《企業》 「消費者の視点に立つ!ロングセラー 商品の秘密」	カルビー株式会社 執行役員 マーケティング本部長 山崎 裕章 氏
大阪市 「公民科・社会科研究セ ミナー」 平成 23 年 8 月 2 日(火) 参加人員 83 名 主催：日本証券業協会	《アジア経済》 「ベトナム経済の現状と展望」	桜美林大学 経済経営学系 専任講師 ド・マン・ホーン 氏
	《授業に役立つ金融経済①》 「わかりやすい金融・証券市場のしく み」	福井県立大学 経済学部 准教授 清水 葉子 氏
	《金融経済教育の重要性》 「社会環境の変化から捉えた金融経済 教育の必要性について ～人口減少社会と個人金融資産の行 方～」	株式会社 野村資本市場研究所 主任研究員 宮本 佐知子 氏
	《教材実践事例報告》 「体験型教材の授業活用事例について」	大阪市立天王寺商業高等学校 教諭 佐々木 秀一 氏 教諭 寺野 歩 氏
《授業に役立つ金融経済②》 「最近の世界経済の動きを授業でどう 教えるか ～高成長が続く新興国の最新事情、注 目されるインド経済～」	福岡大学 商学部 教授 石上 悦朗 氏	

開催地等	講演テーマ	講師
名古屋市 「授業に役立つ金融経済セミナー」 平成23年8月16日(火) ～8月17日(水) 参加人員 99名 主催：日本証券業協会 共催：愛知県金融広報委員会	《金融経済教育の重要性①》 「日本における金融経済教育の現状と課題」	岐阜大学 教育学部 教授 大藪 千穂 氏
	《金融経済教育の重要性②》 「子どもたちに教えたいたい金融力」	名古屋大学大学院 経済学研究科 教授 家森 信善 氏
	《教材実践事例報告》 「株式学習教材の授業での活用について」	横浜市立潮田中学校 教諭 力丸 剛 氏 東京都立西高等学校 教諭 篠田 健一郎 氏
	《授業に役立つ金融経済①》 「最近の世界経済の動きを授業でどう教えるか ～先進国と新興国、求められる新たな共存政策～」	名古屋市立大学大学院 経済学研究科 准教授 川端 康 氏
	《見学》①日本銀行名古屋支店【お金に関するマメ知識、銀行券（お札）に関する体験】 ②名古屋証券取引所【売買監視室の見学、証券取引所の歴史】 ③証券会社【店頭等の見学】	
	《授業に役立つ金融経済②》 「金融経済教育に役立つ地方経済解説 ～尾張名古屋の復活が日本を救う～」	株式会社 野村総合研究所 コンサルティング事業本部 名古屋オフィス 代表 奥田 誠 氏
札幌市 「教員のための金融・経済セミナー」 平成23年7月29日(金) 参加人員 43名 主催：日本証券業協会	《金融経済教育の重要性》 「日本における金融経済教育の現状と課題」	株式会社 大和総研 専務理事 川村 雄介 氏
	《教材実践事例報告》 「株式学習教材の授業での活用について」	横浜市立潮田中学校 教諭 力丸 剛 氏
	《授業に役立つ金融経済①》 「教科書には書いていない生きた“株式会社経営とは” ～株式会社のしくみと実態～」	株式会社 アインファーマシーズ 代表取締役社長 大谷 喜一 氏
	《見学》 日本銀行札幌支店	
	《授業に役立つ金融経済②》 「日本銀行の金融政策と北海道経済の現状」	日本銀行札幌支店 支店長 高田 恭介 氏

開催地等	講演テーマ	講師
函館市 「教員のための金融・経済セミナー」 平成23年8月2日(火) 参加人員14名 主催：日本証券業協会 共催：北海道金融広報委員会	《金融経済教育の重要性》 「日本における金融経済教育の現状と課題」	株式会社 大和総研 専務理事 川村 雄介 氏
	《教材実践事例報告》 「株式学習教材の授業での活用について」	横浜市立潮田中学校 教諭 力丸 剛 氏
	《授業に役立つ金融経済①》 「教科書には書いていない生きた“株式会社経営とは” ～株式会社のしくみと実態～」	株式会社 アインファーマシーズ 専務取締役管理本部長 加藤 博美 氏
	《見学》 日本銀行函館支店	
	《授業に役立つ金融経済②》 「最近の金融経済動向」	日本銀行函館支店 支店長 山田 正弘 氏
金沢市 「授業に役立つ金融経済セミナー」 平成23年8月17日(水) 参加人員21名 主催：日本証券業協会 共催：石川県金融広報委員会	《金融経済教育の重要性》 「日本における金融経済教育の現状と課題」	日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 投資教育研究所 特別研究員 平岡 久夫 氏
	《教材実践事例報告》 「株式学習教材の授業での活用について」	東京学芸大学附属国際中等教育学校 教諭 古家 正暢 氏
	《授業に役立つ金融経済①》 「金融のしくみと北陸経済の現状」	日本銀行金沢支店 営業課長 吉田 龍司 氏
	《授業に役立つ金融経済②》 「教科書に書いていない最近の経済の動き」	株式会社 大和総研 顧問 原田 泰 氏

開催地等	講演テーマ	講師
広島市 「授業に役立つ金融経済セミナー」 平成23年8月8日(月) 参加人員46名 主催：日本証券業協会 共催：広島県金融広報委員会	《授業に役立つ国内金融経済》 「震災後の日本経済」	株式会社 第一生命経済研究所 経済調査部 首席エコノミスト 熊野 英生 氏
	《教材実践事例報告》 「体験型教材を使った金融経済教育の取り組み ～株式学習ゲームの実践事例～」	福岡教育大学附属福岡中学校 教諭 東方 広海 氏
	《金融経済教育の重要性》 「生きる力を養うための金融経済教育のポイント ～学生のうちに学ばせておきたい必須項目とは～」	信州大学 教育学部 准教授 栗原 久 氏
	《金融政策・地域経済》 「経済の現状と日本銀行の役割」	日本銀行広島支店 (広島県金融広報委員会事務局長) 営業課長 天満屋 栄 氏
	《金融・金銭教育の実践事例紹介》 「全国の金融・金銭教育研究校における実践事例」＜DVD上映及び説明＞	日本銀行広島支店 (広島県金融広報委員会事務局) ご担当者
松山市 「教員のための金融・経済セミナー」 平成23年8月17日(水) 参加人員14名 主催：日本証券業協会 共催：愛媛県金融広報委員会	《授業に役立つ金融経済①》 「深刻化する財政問題と震災後の経済再生シナリオ ～企業、家計、政府の担う役割～」	公益財団法人 日本証券経済研究所 理事・主任研究員 佐賀 卓雄 氏
	《教材説明》 「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など	日本証券業協会 担当者
	《教材実践事例報告》 「体験型教材を使った金融経済教育への取り組み ～株式学習ゲームの実践事例～」	愛媛県立今治北高等学校 教諭 内田 博幸 氏
	《金融経済教育の重要性》 「生きる力を養うための金融経済教育のポイント ～学生のうちに学ばせておきたい必須項目とは～」	桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部 教授 谷田部 玲生 氏
	《授業に役立つ金融経済②》 「中央銀行と金融システム／愛媛県経済の現状」	日本銀行松山支店 支店長 白塚 重典 氏

開催地等	講演テーマ	講師
<p>長崎市 「授業に役立つ金融経済セミナー」 平成23年8月5日(金) 参加人員30名</p> <p>主催：日本証券業協会 共催：長崎県金融広報委員会</p> <p>※本年度新規開催</p>	<p>《授業に役立つ金融経済》 「深刻化する財政問題と震災後の経済再生シナリオ ～企業、家計、政府の担う役割～」</p>	<p>公益財団法人 日本証券経済研究所 理事・主任研究員 佐賀 卓雄 氏</p>
	<p>《教材実践事例報告》 「体験型教材を使った金融経済教育の取組み ～株式学習ゲームの実践事例～」</p>	<p>長崎県立五島海陽高等学校 教諭 力丸 資 氏</p>
	<p>《実践事例紹介 DVD上映》 見てわかる！金融教育 －授業の進め方－</p>	<p>長崎県金融広報委員会事務局 ご担当者</p>
	<p>《金融経済教育の重要性》 「生きる力を養うための金融経済教育のポイント ～学生のうちに学ばせておきたい必須項目とは～」</p>	<p>桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部 教授 谷田部 玲生 氏</p>
	<p>《金融政策・地域経済》 「日本銀行の役割と長崎の経済状況等について」</p>	<p>日本銀行 長崎支店長 加藤 毅 氏</p>
	<p>《見学》 日本銀行長崎支店</p>	
<p>那覇市 「授業に役立つ金融経済セミナー」 平成23年8月9日(火) 参加人員73名</p> <p>主催：日本証券業協会 共催：沖縄県金融広報委員会</p> <p>※本年度新規開催</p>	<p>《見学》日本銀行那覇支店</p>	
	<p>《金融経済教育の重要性》 「生きる力を養うための金融経済教育のポイント ～学生のうちに学ばせておきたい必須項目とは～」</p>	<p>信州大学 教育学部 准教授 栗原 久 氏</p>
	<p>《教材実践事例報告》 「体験型教材を使った金融経済教育の取組み ～株式学習ゲームの実践事例～」</p>	<p>福岡教育大学附属福岡中学校 教諭 東方 広海 氏</p>
	<p>《金融教育実践事例DVD上映・教材等紹介》 見てわかる！金融教育 －授業の進め方－</p>	<p>沖縄県金融広報委員会事務局 ご担当者</p>
	<p>《授業に役立つ金融経済》 「震災後の日本経済」</p>	<p>株式会社 第一生命経済研究所 経済調査部 首席エコノミスト 熊野 英生 氏</p>
	<p>《金融政策・地域経済》 「沖縄県の経済状況と日本銀行の役割」</p>	<p>日本銀行那覇支店 支店長 杉本 芳浩 氏</p>

全10会場 参加者数 539名 (前年度実績 全14会場 参加者数合計562名)

(注) 1. 東京都は「全国公民科・社会科教育研究会」が主催し、本協会はこれに協力。それ以外の地域は全て本協会が主催。また、名古屋市、函館市、金沢市、広島市、松山市、長崎市、那覇市については、各地金融広報委員会との共催。

2. 開催地の太字表示(長崎市、那覇市)は本年度新規開催地。

# 資料 3

## 市場振興等のための広報に関する検討部会委員名簿

平成 23 年 10 月 18 日  
日本証券業協会

部会長	金子好久	(大和証券グループ本社)	広報部長
委員	内田貞好	(極東証券)	総務部長
〃	大杉茂	(岡三証券グループ)	広報部長
〃	大平幸典	(マネックス証券)	営業本部副本部長
〃	岡地泰彦	(岡地証券)	専務取締役東京支店長
〃	頃末広義	(S M B C 日興証券)	執行役員
〃	定塚忠之	(コスモ証券)	経営企画部長
〃	武田博	(立花証券)	取締役
〃	中谷朋喜	(三菱東京UFJ銀行)	C I B 推進部次長
〃	三浦栄治	(野村ホールディングス)	グループ・シニア・マネージング・ディレクター グループ広報担当

(五十音順 敬称略)

## 「市場振興等のための広報に関する検討部会」の設置について

平成23年9月20日

日本証券業協会

### 1. 設置の趣旨

本協会では、「貯蓄から投資」のスローガンの下、これまで市場振興のため様々な施策を講じてきたところであるが、個人金融資産に占める有価証券の比率は、未だ1割程度にとどまっている状況である。

そうした中、先般公表された「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」報告書において、本協会による証券投資のための環境整備が一般に殆ど認知されていないとの指摘や、今後の本協会の広報活動のあり方についての様々な提言がなされているところである。

こうした状況を踏まえ、今般、国内外を問わず、広く日本の金融商品市場への認知度・理解度を向上させ、ひいては市場の振興・活性化につなげるための効果的な広報活動について検討するため、証券戦略会議の下に標記部会を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 市場振興等のための広報のあり方について
- (2) 日本の金融商品市場をPRするための具体的な広報活動について
- (3) その他

### 3. 部会の構成

- (1) 本部会の人数は、10人程度とする。
- (2) 本部会に部会長を置く。
- (3) 本部会に副部会長を置くことができる。

### 4. 部会の運営

- (1) 本部会は、その検討状況について、適宜、証券戦略会議、自主規制会議及び総務委員会に報告を行う。
- (2) 必要に応じ、外部の有識者からヒアリングを行う。

### 5. 事務の所管

本部会の庶務は、政策本部広報部が担当する。

以 上

# 資料 4

## 「外国証券の保管等の取扱いに関する標準化検討ワーキング・グループ」名簿

平成 23 年 10 月

日本証券業協会

主 査	茅 野 茂 昭	( 野 村 証 券 決 済 部 長 )
副 主 査	前 田 政 昭	( 大和証券キャピタル・マーケット 業 務 部 副 部 長 )
委 員	新 井 党	( 楽 天 証 券 外 国 証 券 事 業 部 長 )
〃	海 老 原 久	( S M B C 日 興 証 券 決 済 業 務 部 副 部 長 )
〃	織 田 圭 子	( シティグループ証券 外 国 証 券 業 務 部 ) シニアバイスプレジデント
〃	落 合 泰 治	( 東 海 東 京 証 券 資 金 ・ 証 券 決 済 部 マネージャー )
〃	北 佳 司	( 内 藤 証 券 商 品 部 部 長 )
〃	佐々木 恒太郎	( バンクオブニューヨークメロン証券 証 券 営 業 部 クライアント・ ) エクゼクティブ
〃	松 本 誠	( 東 洋 証 券 経 営 企 画 部 長 )
〃	渡 辺 菊 夫	( み ず ほ 証 券 業 務 管 理 企 画 部 ・ ) ヴァイスプレジデント
オブザーバー	清 水 淳	( 証 券 保 管 振 替 機 構 国 際 部 次 長 )

以 上 委 員 10 名  
(敬称略・五十音順)

**「外国証券の保管等の取扱いに関する標準化検討ワーキング・グループ」  
設置要綱**

平成 23 年 9 月 20 日  
日 本 証 券 業 協 会

**1. 設置の趣旨**

国内証券の保管等については「電子化」「標準化」等の進展により、安全性、利便性、効率性の向上が図られてきているが、外国証券の保管等については旧態依然の状況となっている。

一方、グローバル化の進展により、外国証券投資に対するニーズも高まり、当該投資も拡大傾向にあるが、外国証券については諸外国毎の法制度等の事情もあり、複雑な手続が必要であることから投資家及び会員の外国証券取引への参加が容易な状況となっていない。

ついては、投資家及び会員が容易に外国証券取引に参加できるように対応していくために、法制度も含め外国証券の保管等の取扱いに関する標準化の検討を行うため、証券戦略会議の下部機関として標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

**2. 構成**

- (1) 本WGの人数は、10名程度とする。
- (2) 本WGのメンバーは、会員から選任する。

**3. 検討事項**

- (1) 外国証券の保管等に関する標準的な取扱いスキーム
- (2) 商品及び対象市場の取扱い範囲
- (3) 証券税制及び振替法等の法制度面の取扱い

**4. 運営**

- (1) 本WGに主査及び副主査を置く。
- (2) 本WGには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (3) 本WGは、その検討状況を、適宜、証券戦略会議等に報告する。

**5. 事務の所管**

本WGの庶務は、本協会政策本部市場企画部が担当する。

以 上

## 協会員に対する処分及び勧告について

平成 23 年 10 月 18 日  
日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

## ○ ばんせい証券株式会社

## 1. 事実関係

ばんせい証券株式会社においては、次のとおり法令等違反行為が認められた。

## ○ 届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

## (1) 届出されていない有価証券を募集により取得させる行為

ばんせい証券株式会社（以下「当社」という。）は、平成 20 年 2 月から同 22 年 7 月までの間、株式会社 A 社（以下「A 社」という。）及び合同会社 12 社（以下「本件合同会社」という。）が新たに発行した社債（以下「本件社債」という。）の取得の申込みの勧誘（以下「取得勧誘」という。）を行って、これを多数の顧客に取得させている。

当社は、本件社債に付された複数の回数ごとに勧誘人数を 50 名未満に抑えて取得勧誘を行っている。しかしながら、本件社債については、各回数ごとに償還期限や発行日がわずかに異なっているに過ぎず、それ以外の利率、発行価額等の条件や資金用途がいずれも同一の社債群が合計 23 群認められ、いずれも、各社債群ごとに近接した期間のうちに 50 名以上の多数の顧客に取得勧誘が行われていた。このような本件社債の内容や取得勧誘の実態等に照らせば、各回数の償還期限等がわずかに異なっているのは、募集に該当することを回避しようとして行われたに過ぎないもので、その取得勧誘は、上記 23 の各社債群ごとにそれぞれ一個の募集に該当するものと認められる。

したがって、本件社債は、いずれも、金融商品取引法第 15 条第 1 項の規定により、発行者が同法第 4 条第 1 項に規定する届出を行い、その届出が効力を生じているのでなければ顧客に取得させてはならないものであるところ、A 社及び本件合同会社は当該届出を行っていないことから、当社の上記行為は同法第 15 条第 1 項に違反するものと認められる。

## (2) 社債の取得勧誘に関して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社が、A 社の社債の取得勧誘に際し、顧客に示していた商品内容説明書には、A 社が、経営戦略が頓挫して危機的な状況にある株式会社 B（以下「B 社」という。）の事業のうち、強固な基盤を有する部門の業務を引き継いだことや、両社には資本関係がないことなど、A 社の経営計画における有利な面が記載されている一方で、A 社が有する多額の貸付金債権の債務者が B 社であることや、A 社が B 社の別の多額の借入金債務について行っている併存的債務引受の一部についての記載がされていない。そして、当社営業員らは、顧客に対し、上記商品内容説明書を交付して、同書に記載されていない上記貸付金債権や引受債務に係る事実を説明することなく取得勧誘を行っていた。

このような当社の行為は、投資判断上重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示であると認められ、平成21年法律第58号による改正前の金融商品取引法第38条第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に該当するものと認められる。

## 2. 処分及び勧告の内容

以上のことから、ばんせい証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

### (1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課8,000万円及び会員権の停止6か月(平成23年10月18日(火)から平成24年4月17日(火)まで)

### (2) 定款第29条の規定に基づく勧告

今後このような事態が再発しないよう法令、諸規則等の遵守の徹底及び実効ある内部管理態勢の確立に全力で取り組むとともに、以下の事項を含んだ内容の「再発防止策」を策定・徹底し、その対応・実施状況を書面で報告すること。

- ① 経営陣主導のもとで、金融商品取引業者として発行開示制度等の各種規制について遵守するよう全力で取り組むこと
- ② 誤解を生ぜしめるべき表示が行われた顧客に対して、改めて正確な商品説明を行うとともに、原状回復が可能である旨を説明した上で、顧客が本件社債について継続保有を希望するか否かにつき意思を確認すること
- ③ ②で顧客が原状回復を希望する場合には適切に対応を行うこと
- ④ 研修等を実施することにより、役職員に対して法令等諸規則に係る知識の習得を図ることに加えて、その趣旨等について正しく理解させること

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部 (Tel. 03-3667-8475)

## 会員権の停止（会員活動の停止）の範囲等

平成23年10月18日

会員権の停止（会員活動の停止）とは、本協会の業務運営上の活動の一部が制限されるものであり、協会の金融商品取引業者（登録金融機関）としての営業活動や取引を制限するものではない。

なお、会員権の停止期間中においても、協会員としての義務は履行しなければならず、当然に自主規制規則も適用される。

### 1. 会員権の停止（会員活動の停止）の範囲

内 容	
(1) 議決権等の停止	
① 本協会の意思決定機関での議決権等の停止（定款第39条第1項第1号、第38条第2項、第35条第2項）等	
② 選挙権等の停止（役員選挙規則第3条、第9条第2項）等	
(2) 研修等への参加の停止	
○ 証券戦略会議の事務局が行う研修、各種セミナーへの参加の停止（国際証券業務セミナー、証券業務セミナー、経理担当者セミナー 等）	
(3) 資格試験の受験の停止	
○ 外務員資格試験の受験の停止（内部管理責任者資格試験を除く） ※ 外務員登録は可能である。	

### 2. 免除されない会員としての主な義務

内 容	
(1) 会費及び特別会費の納入（定款第15条第1項及び同第2項）	
(2) 届出、報告及び資料の提出等（定款第18条、第19条第2項）	
(3) 監査の受検（定款第20条第2項）	
(4) 義務研修の履行	
① 内部管理統括責任者等に対する研修 ・ 内部管理責任者等規則及び資格登録等規則に基づく義務研修	
② 処分者に対する研修 ・ 内部管理責任者等規則及び資格登録等規則に基づく処分者に対する研修	

以 上

## 日本証券業協会 定 款 (昭 48. 6. 7) - 抜 粋 -

## (会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } ( 省 略 )

2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5 }

6 } ( 省 略 )

7 第 19 条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

8 }

12 } ( 省 略 )

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第29条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

協 会 員 の 概 要

(平 2 3 . 1 0 . 1 8)

○ ばんせい証券株式会社

- ① 所在地 東京都中央区新川1-21-2
- ② 代表者名 代表取締役社長 村上 豊彦
- ③ 資本金 15億5,800千万円
- ④ 店舗数 7店舗
- ⑤ 役職員数 205名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成23年3月末現在。